

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十六条の六の二第一項及び第三項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の十二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（令和五年厚生労働省告示第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

第一項の表に次のように加える。

五十八	伏せ撃ち	液体状
五十七	VOLT2	液体状
五十六	Leafy JET, M Watermelon	液体状
五十五	Leafy JET, M OG Kush	液体状
五十四	Leafy JET, M Blue Dream	液体状
五十三	Leafy JET, M Blackberry	液体状
五十二	Leafy JET, M Banana	液体状
五十一	JetM Lemon	液体状
五十	Jack Herer HHCPM	液体状
四十九	HHCPM STRONG	液体状
四十八	HHCPM	液体状
四十七	Galactic Jack	液体状
四十六	CHILLAXY HERB PREROLLS OG KUSH	細片状
四十五	BRIUSミサイル	液体状